

令和 6 年度歴史的建造物等への指定支援業務（その 2）委託仕様書

1 総則

(1) 適用

本仕様書は、令和 6 年度歴史的風致形成建造物又は景観重要建造物（以下「歴史的建造物等」という。）への指定支援業務（その 2）（以下「本業務」という。）に適用する。

(2) 本業務の目的

京都は、千二百年を超える悠久の歴史と文化を伝える世界遺産をはじめとする数多くの社寺等、史跡、名勝及び伝統的な建造物からなる風情ある町並みなどが優れた景観を織り成している。こうした優れた景観を保全・創出するとともに、京都特有の歴史的風致^{※1}の維持及び向上を図り後世に継承するには、それを形成している建造物等^{※2}を適切に維持し、活用していくことが重要である。

本業務では、歴史的建造物等の指定候補の指定提案書の作成支援及び指定に係る意見聴取のために必要な資料を作成する。

これにより、京都の歴史的な町並みを構成する建造物等の適切な維持管理を促進するとともに、歴史的建造物等の指定につなげることで建造物等の保全・継承を図り、優れた景観を保全・創出し、京都特有の歴史的風致の維持及び向上を図る。

また、まちづくりの D X（デジタルトランスフォーメーション）を進めるべく、歴史的建造物等のデジタルデータ（3 次元データ）を取得し、既存建物が自然災害や火災等で滅失した際に復元可能となるようデジタルデータ化し、歴史的建造物等の保全・継承に繋げる。

※1 歴史的風致とは、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境をいう（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第一条による。）。

※2 本業務の対象となる建造物等は、神社又は寺院その他歴史的な由来を有する建築物及び工作物又はそれらに附属する樹木及び庭園をいう。ただし、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物、空き家（以前の活動を再開する場合を除く。）、京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 17 条第 1 項に基づく指定を受けた京町家及び指定の候補となっている京町家（内、京都市市街地景観整備条例第 38 条第 1 項に基づく歴史的意匠建造物の指定を受けている建造物は除く。）は除く。

(2) 本業務の履行期間

委託契約日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

2 業務委託の内容

(1) 調査対象

京都市内に存し、歴史的風致形成建造物等への指定要件を満たしていると本市が判断した建造物等のうち、本市が指示する建造物等

(2) 業務内容等

指定候補である歴史的建造物等の指定に係る支援として、建造物等の所有者に対し専門家を派遣し、歴史的建造物等の指定に係る第三者機関からの意見聴取のために必要となる資料（以下「調査報告書」という。）を作成する。

ア 現地調査

当該建造物等の敷地、外観及び内観について、実測調査及び写真撮影を行う。

なお、現地調査は原則として委託業者のみにて行い、必要に応じて本市職員が立ち会う。

イ 文献等調査

当該建造物等の歴史的考察、歴史的風致との関わりなどについて、文献調査を行う。

ウ 所有者への聞き取り調査

当該建造物等の歴史や歴史的風致との関わりなどについて、所有者への聞き取り調査を行う。

エ 指定提案書の作成支援

提案の理由などを記した指定提案書（様式 1）（案）を作成し、付近見取図及び指定を希望する建造物等の写真（外観・内部）を添付し、上記ア～ウの調査後、速やかに、本市に電子データを提出する。

オ 調査報告書の作成

様式2に準じて、建造物等の概要や歴史的風致、図面※¹、現況写真などを記した調査報告書を作成し、本市に電子データを提出する。

なお、指定対象となる建造物が敷地内に複数ある場合の指定対象となる範囲については、本市及び所有者と協議のうえ決定する。

※1 図面（現況図）は、3Dスキャンデータをもとに作成し、調査報告書には、配置図及び各階平面図、3Dスキャンデータの静止画を掲載する。

カ 資料の修正

歴史的建造物等の指定に係る第三者機関の意見聴取において、指摘を受けた場合、その指摘事項を踏まえ、調査報告書を修正する。（委託期間内に限る。ただし、調査報告書に不備があった場合は、この限りではない。）。

3 調査予定件数

2件を想定している。

4 共通事項

- (1) 受託者は、本市監督員と協議した場合は、協議録を作成し、協議の日から3日以内に本市に電子データを提出すること。
- (2) 受託者は、建造物等の所有者等と打合せた場合は、打合せ記録簿を作成し、打合せの日から3日以内に本市に電子データを提出すること。

5 業務体制

- (1) 受託者は、特別の理由があると本市が認める場合を除き、本業務に関する提案書で提案した業務体制にて当該業務を履行しなければならない。

- (2) 受託者は、業務遂行に当たり、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある実施責任者及び主任技術者を配置すること。
- (3) 実施責任者は、本業務の統括及び管理を行う者とする。
- (4) 主任技術者は、本業務に関する技術上の管理を行う者で、一級建築士、二級建築士又は木造建築士のいずれかの資格を有する者とする。
- (5) 実施責任者は、主任技術者を兼ねることができる。
- (6) 本業務の履行期間中において、その者が主任技術者として著しく不適当と本市がみなした場合は、受託者は、速やかに適正な措置を講じること。
- (7) 包括的な業務の再委託については、認めない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。

6 提出書類

- (1) 本業務の実施に当たって、受託者は、次の書類を提出し、本市監督員の承諾を受けること。

	書類名	期限	部数
ア	業務実施計画書（様式自由）	契約の日から 7日以内	1部
イ	主任技術者の経歴及び建築士免許証明書の写し	契約の日から 7日以内	1部
ウ	その他本市監督員が必要と認める書類	本市監督員が指示する期日内	1部

- (2) 本業務完了後、受託者は、速やかに次の書類を提出し、本業務期間内に、本市監督員の承諾を受けること。

	書類名	電子データ形式	部数
ア	業務完了報告書	編集が可能な以下のいずれかの形式とする。 ・Microsoft Word ・Microsoft Excel ・Microsoft PowerPoint ただし、参考文献など再編集が見込まれない資料については、Adobe Acrobat形式とすることができる。	1部
イ	請求書		1部
ウ	打合せ記録簿 （所有者等と打合せた場合）		2部
エ	協議録 （本市と協議した場合）		2部
オ	指定提案書（様式1）		2部
カ	調査報告書（様式2）	編集が可能なMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかの形式とし、その他の形式とする場合は、本市監督員の承諾を受けること。また、図面編については、JwwCAD若しくはDXF形式の他に、本市監督員の承諾を得た形式とする。	2部
キ	その他本市監督員が必要と認める書類		2部

※ 電子データは、業務完了後に、本市監督員が指示する日までに、指定するメールアドレスに納品し、かつ、業務完了時に全物件のデータを収めたCD-R等の記録媒体を2部納品すること。

※ 記録媒体の収納ケースには、記録されているデータの名称等を明記し、データの損傷、記録媒体の破損等がないよう留意すること。

※電子データの提出の際は、ウィルスチェックを行い、ウィルスが存在していないことを確認したうえで提出すること。

- (3) 受託者は、本市から資料を貸与された場合、本件業務完了後、速やかに本市に返却しなければならない。また、貸与資料については、破損・紛失しないよう十分注意して取り扱うものとし、許可なく複製してはならず、本業務以外に使用してはならないものとする。

6 委託費用の支払

- (1) 前金払、部分払

前金払及び部分払は行わない。

- (2) 完成払

受託者は、本件の全ての業務完了後、成果物を本市に引き渡し、業務の完了検査に合格したときにおいて、本市に対して、委託費用の支払を請求することができる。

7 留意事項

- (1) 業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
- (2) 受託者は、随時、各資料の作成状況等を本市に報告し、協議を行うこと。また、本市が報告や協議を求めた際は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、本市から資料等を貸与された場合は、資料を破損・紛失しないよう十分注意して取り扱わなければならない。また、貸与された資料を本市の許可無く複製してはならず、また、本業務以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の内容について機密を守り、本業務を行ううえで知り得た秘密を本市の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならず、また、これを自己の利益のために利用してはならない（業務完了後も含む。）。
- (5) 受託者は、本件業務中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、速やかに、発生原因・経過・被害状況等を本市に報告し、本市監督員の指示に従うこと。
- (6) 業務上、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。
- (8) 本仕様書の定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本市と協議を行うこと。
- (9) 本業務の提出書類に関する一切の権利は、本市に帰属する。
- (10) 受託者は、業務完了後、提出書類に不備があった場合は、本市の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正すること。
- (11) 必要があると認めるときは、委託業務内容の変更等を行う場合がある点、あらかじめ留意すること。その場合、受託者と本市で協議のうえ、変更契約等の手続を行う。

※ 添付資料

様式1 歴史的風致形成建造物指定提案書

様式2 調査報告書

第 1 号様式(第 3 条関係)

指 定 提 案 書

(あ て 先) 京 都 市 長	年 月 日
提案者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	提案者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 ☐ 第 13 条第 1 項 ☐ 第 13 条第 2 項 の規定により 歴史的風致形成建造物の指定を提案します。	
建 造 物 の 所 在 地	京都市 区
所 有 者 全 員 の 人 数	人
建 造 物 の 名 称 及 び 数	
提 案 の 理 由	

注) 該当する口には、レ印を記入してください。

提案の理由には、建造物の概要、活動状況、市街地の環境、歴史的風致との関連、今後の維持管理方針を記載してください。調査報告書等に記載がある場合は省略することができます。

次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該建造物の写真(2 方向以上から撮影した外観、内部の写真)
- (3) 当該建造物に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の合意を得たことを証する書類

第 1 号様式(第 3 条関係)

指 定 提 案 書

(あ て 先) 京 都 市 長	年 月 日
提案者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	提案者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 ☐ 第 13 条第 1 項 ☐ 第 13 条第 2 項		の規定により
歴史的風致形成建造物の指定を提案します。		
建 造 物 の 所 在 地	京都市 区	
所 有 者 全 員 の 人 数	人	
建 造 物 の 名 称 及 び 数		
提 案 の 理 由	提案の理由には以下の事項を記載します。 (1) 建造物の概要 建造物の建築年代、規模・構造、特徴など (2) 活動状況 建造物において営まれてきた活動内容（暮らし、商い、祭礼など） (3) 市街地の環境 周辺の市街地の特徴（旧市街地、社家町、農村など市街地の状況） (4) 歴史的風致との関連 計画第 2 章の歴史的風致との関連 (5) 今後の維持管理方針 今後、建造物をどのように維持管理していくか、考えを記載。	

注) 該当する口には、レ印を記入してください。

提案の理由には、建造物の概要、活動状況、市街地の環境、歴史的風致との関連、今後の維持管理方針を記載してください。調査報告書等に記載がある場合は省略することができます。

次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該建造物の写真（2 方向以上から撮影した外観、内部の写真）
- (3) 当該建造物に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の合意を得たことを証する書類

(様式2)

令和6年度

業務名：●●業務

調査報告書

景観重要建造物・歴史的風致形成建造物 新規指定候補

[●●●●]

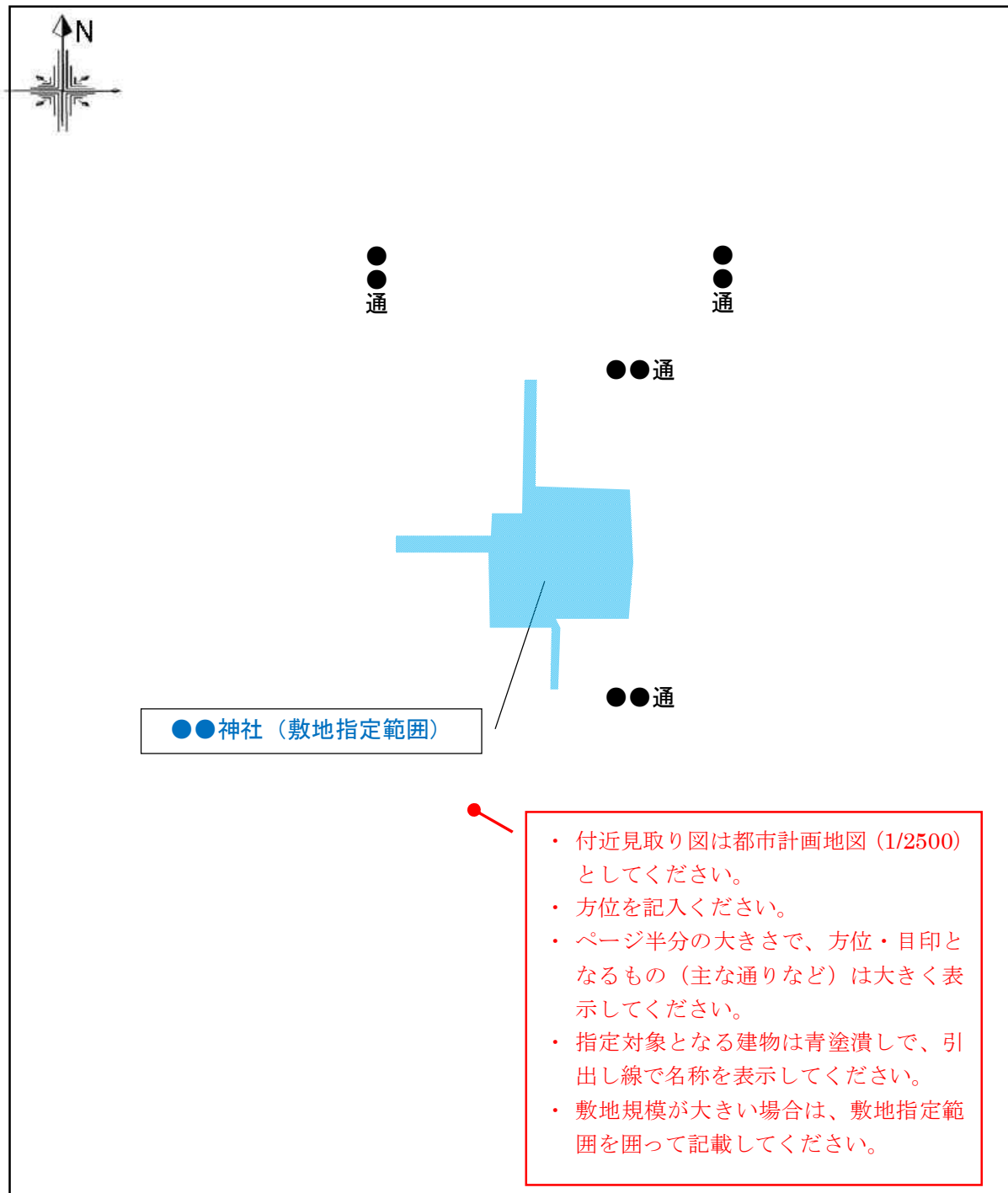
目次

- 1 建造物の概要・・・1－3
- 2 建造物の特徴・・・3－5
- 4 歴史的風致形成建造物の指定理由・・・5
- 5 現況図面・・・6
- 6 現況写真・・・7

景観重要建造物・歴史的風致形成建造物 新規指定候補

〇〇神社

付近見取図



1 建造物の概要

- (1) 所有者：（登記上の土地、建物所有者）
(2) 所有者住所：（所有者の現住所）
(3) 建造物所在地：
(4) 現適用制度名：〇〇地域（〇〇／〇〇）、〇〇m第〇〇種高度地区
準防火地域、〇〇美観地区
遠景デザイン保全区域（11）、（49）、（4）-3km以内
(5) 指定範囲：本殿、拝殿、幣殿、社務所、土蔵、手水舎、稲荷社、末社、透塀、
庭、境内地
(6) 地 積：約〇〇〇〇m²（登記簿による）
(7) 指定対象となる建造物の概要

ア 本殿（文化財指定等があれば記載）

- (ア) 構造・規模・・・木造〇〇葺〇〇建
(イ) 建築年代・・・明治〇〇年（西暦）（棟札）←根拠を記載
(ウ) 用 途・・・神社（本殿）
(エ) 最高高さ・・・約〇〇m
(オ) 床 面 積
a 1階・・・ 約〇〇m²
b 延床・・・ 約〇〇m²

イ 拝殿・幣殿

- (ア) 構造・規模・・・木造〇〇葺〇〇建
(イ) 建築年代・・・明治〇〇年（西暦）
(ウ) 用 途・・・神社（拝殿、幣殿）
(エ) 最高高さ・・・約〇〇m
(オ) 床 面 積
a 1階・・・ 約〇〇m²
b 延床・・・ 約〇〇m²

ウ 社務所

- (ア) 構造・規模・・・木造〇〇葺〇〇階建
(イ) 建築年代・・・不詳
(ウ) 用 途・・・神社（社務所）
(エ) 最高高さ・・・〇〇m
(オ) 床 面 積
a 1階・・・ 約〇〇m²
b 2階・・・ 約〇〇m²
c 延床・・・ 約〇〇m²

エ 土蔵

- (ア) 構造・規模・・・木造〇〇葺〇〇階建
(イ) 建築年代・・・大正〇〇年（西暦）（棟札）
(ウ) 用 途・・・倉庫
(エ) 最高高さ・・・〇〇m
(オ) 床 面 積
a 1階・・・ 約〇〇m²
b 2階・・・ 約〇〇m²

- ・ 段落番号、行頭、改行の位置を揃えてください。
- ・ 「、」（読点、てん）ではなく、「、」（コンマ）で統一してください。
- ・ 和暦を年まで、洋暦は括弧で年の表記はなしとしてください。
例：昭和〇〇年（19△△）
- ・ 階数の表現：2階建て→2階建（「て」は省略して下さい）
- ・ 敷地面積は三斜求積図を作成いただき、建物概要に記載ください。
- ・ 各階床面積、延べ床面積は調査図面を基本として建物概要に記載ください。
- ・ 線がつぶれないように、太さを調節してください。

c 延床・・・ 約〇〇㎡

オ 摂社 (〇〇社)

(ア) 構造・規模・・・木造〇〇葺〇〇階建

(イ) 建築年代・・・不詳

(ウ) 用途・・・摂社

(エ) 最高高さ・・・〇〇m

(オ) 床面積

a 1階・・・ 約〇〇㎡

b 延床・・・ 約1. 0 0 ㎡

カ 摂社 (〇〇社)

(ア) 構造・規模・・・木造〇〇葺〇〇階建

(イ) 建築年代・・・不詳

(ウ) 用途・・・摂社

(エ) 最高高さ・・・3. 5 0 m

(オ) 床面積

a 1階・・・ 約2. 5 1 ㎡

b 延床・・・ 約2. 5 1 ㎡

キ 摂社 (〇〇社)

(以下省略。指定建造物全て同様に記載)

(8) 指定対象外となる建造物の概要 (指定対象外の建物があれば概要と理由を記載)

ア 参集殿

(ア) 構造・規模・・・木造〇〇葺〇〇階建

(イ) 建築年代・・・昭和4 0年代 (西暦)

(ウ) 用途・・・神社 (集会所)

(エ) 対象外の理由・・・後年の建築で様式性がないため

イ 社務所離れ

(ア) 構造・規模・・・木造2階建

(イ) 建築年代・・・昭和初期

(ウ) 用途・・・隠居所など

(エ) 対象外の理由・・・後年の建築で様式性がないため

ウ 納札所

(ア) 構造・規模・・・木造平屋建

(イ) 建築年代・・・不詳

(ウ) 用途・・・倉庫

(エ) 対象外の理由・・・今後除却する予定があるため

エ ガレージ管理事務所

(ア) 構造・規模・・・木造平屋建

(イ) 建築年代・・・昭和〇〇年 (西暦)

(ウ) 用途・・・管理事務所

(エ) 対象外の理由・・・後年の建築で様式性がないため

(以下省略。指定建造物全て同様に記載)

(9) 植栽

ア 社務所中庭

(ア) 生込み丸燈籠

- (イ) 六角石燈籠
- (ウ) 縁先手水鉢
- (エ) 蹲踞つくばい
- (オ) 簀
- (カ) 沓脱石
- (キ) 橋杭
- (ク) 延段

イ 境内地

- (ア) 本殿周辺・・・〇〇〇
- (イ) 拝殿周辺・・・〇〇〇
- (ウ) 手水舎周辺・・・〇〇〇
- (エ) 参道周辺・・・〇〇〇

(10) その他

【創建・歴史】（寺社の創建の歴史やこれまでの経過を記載）

社地は〇〇と称する学問所のあったところであり、〇〇とも伝えられ、境内には、〇〇も保存されている。

〇〇通を中心に南北二町、東西一町が当時の邸宅で、「〇〇」と伝えられる。神社は〇〇の薨去の後、間もなく創建されたと伝わるが、度々、兵火にさらされ、鎌倉期には南北両社に分かれ、当社を〇〇、北社を〇〇と呼んでいた。

応仁の乱後、〇〇年（〇〇）に〇〇により再興され、今日に至る。

この間、天明の大火、元治の兵乱で再度焼失するが、現本殿は、〇〇の旧殿を、明治2年（1896）に移築したもので、祭神は〇〇を祀る。

なお、〇〇）は、〇〇年（）遷宮時の旧殿を移築したものである。

2 建造物の特徴（敷地の規模・形状、建物配置の特徴を記載）

敷地は、〇〇通、〇〇通、〇〇通、〇〇通に囲まれた街区の中央部にあり、本殿は〇〇通を除く三方の通りと参道により結ばれる。かつてはこの街区一町が社域であったようだが、現在は参道にのみ面する長屋が立ち並ぶなど、中心市街地ならではの敷地構成となっている。街区の北側の路地奥には、〇〇を祀る〇〇神社が建つ。

ア 本殿（各建物の規模、構造、外観の特徴、間取りの特徴、改変状況等を記載）

本殿は、桁行〇〇間（約〇〇m）、梁行〇〇間（約〇〇m）の平面形態を持つ。現本殿は〇〇を明治〇〇年（〇〇）に移築し、改造・建立したものである。三間社流造となっており、身舎柱は円柱、庇柱は角柱で、柱間装置は身舎の正面中央にのみ幣軸付き板扉を開け、他は全て横板貼りの板壁とし、刺繍には高欄付きの縁を巡らす。身舎は〇〇本殿が閉鎖的な一室空間であったものを、内陣下陣に二分し、さらに内陣を3室に分割する。内陣を一段高くして、内陣正面各柱間に板扉を構える。中央に〇〇、両脇に〇〇、〇〇を祀る。屋根は、当初は檜皮葺であったものを、昭和〇〇年頃銅板葺きに改修した。

イ 拝殿・幣殿

拝殿・幣殿（相の間）は、明治〇〇年（〇〇）に建立したもので、拝殿は桁行〇〇間（約〇〇m）、梁行〇〇間（約〇〇m）の入母屋屋根で、正面に千鳥破風、向拝に唐破風をつくり、左右に入母屋造の間を付し、多数の屋根が結合する八棟造（権現造）となっている点は、北野天満宮を模したものと思われる。本殿と桁行〇〇間（約〇〇

m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の幣殿(相の間)で繋ぐ。熊野神社は本殿の浜床を拝殿の床高さより一段高いものとしているが、〇〇は浜床と拝殿・幣殿の床高さをあわせて造りになっている。

屋根は、当初は檜皮葺であったものを、昭和〇〇年頃銅板葺きに改修した。

ウ 社務所

桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形状を持つ木造棧瓦葺平屋建一部二階建である。屋根形状は正面の式台部分が入母屋造、全体としては切妻造で、平入りとなっている。

社務所南東部には、桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)茶室が設けられている。〇〇の下賜材を補足し、〇〇より移築建立したものである。床の間を持つ4畳半と、流しが設えられた前室からなり、前室天井板には梅の花が描かれる。

エ 手水社

桁行〇〇間半(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形態を持つ切妻造り瓦葺き四脚平屋建てである。四方吹き放しとし軒反りをつける。

オ 稲荷社(覆屋)

覆家は、桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形態を持つ切妻造り瓦葺き平入り平屋建てで、社は、桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形態を持つ一間社流造り銅板葺き平入り平屋建てである。

カ 摂社(〇〇社、〇〇社、〇〇社)

本殿南側に、南から〇〇社、〇〇社、〇〇社が並ぶ。

〇〇社は、桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形態を持つ流造り銅板葺き平入り平屋建てで、〇〇を祀る。

〇〇社は、桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形態を持つ流造り銅板葺き平入り平屋建てで、〇〇神を祭る。

〇〇社は、桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形態を持つ神明造り銅板葺き平入り平屋建てである。

キ 末社(〇〇社、〇〇社、〇〇社、〇〇社)

拝殿の西側には、末社4社が並ぶ。拝殿に向かって左側に、〇〇を祀る〇〇社、〇〇社、向かって右側に〇〇社、〇〇社が並ぶ。共に桁行桁行〇〇間(約〇〇m)、梁行〇〇間(約〇〇m)の平面形態を持つ流造り銅板葺き平入り平屋建てである。

ク 透塀

高さ〇間(約〇m)、万頭瓦葺き、控え柱建てで、腰羽目板張り、上部透し連子窓とする。拝殿南北壁面から連続し本殿を囲うようにして建ち、東側に裏門を設ける。

ケ 土蔵

土蔵造本瓦葺2階建て、切妻平入り、桁行き〇間(約〇m)、梁間〇間(約〇m)の規模を持つ。外壁は白漆喰塗で、腰を石張りとする。神社の催事に用いる物品等を納める。

コ 庭

(省略)

サ 境内地

(省略)

3 景観・歴史的風致について（寺社全体の景観上の特徴や形成する歴史的風致を記載）

【信仰】

日本全国に〇〇〇を祭神とする神社は〇〇〇と〇〇〇のほかにも全国に多数あり、これらは〇〇〇などと呼ばれている。「洛陽天満宮二十五社順拝」とは、京都に所在する天満宮の中から、特に菅原道真にゆかりの深い25社を順拝する風習で、25社、12社、御霊地3社が記されており、御霊地3社は〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇となっている。類似の巡礼に菅公聖蹟二十五拝（全国の25社）がある。

【祭事】（寺社で営まれる祭礼等があれば記載）

例祭は〇月中旬の日曜に行い、〇月〇日の「〇〇祭り」により始まる。当日鳳輦出御、夜に入り古式により〇〇社より御分霊の遷宮式を行い、〇〇という形で例祭が行われる。宵宮は献茶式及び〇〇の信仰されていた観音様の供養、午後からは護摩の厳修等神仏習合時の名残を留める行事が行われ、当日は、副釜、奉納狂言、謡曲等で賑わう。

〇〇祭は、〇〇が〇〇に配所される前年、〇〇天皇と清涼殿で秋思という題で詩を吟じたことを、都を偲び〇〇月〇〇日に詩を詠んだことから、この日に秋の祭礼が行われる。古くは、夜に入り庭前に燈火を点じ、琴を弾き樂を奏し、詩吟を献ずる等、種々の催しを行って神慮を慰めた。現在は夕刻より祭典及び、〇〇式を行い、「〇〇月〇〇日」の詩吟の奉詠と、尺八の献笛等を行う。

【ウメ】（境内地内でシンボルとなっている樹木等があれば記載）

901年、〇〇で〇〇に左遷させられた〇〇は、旅立つ際に「〇〇」と詠み、その梅が一晩で〇〇の庭まで飛んだと言われている。

4 歴史的風致形成建造物の指定理由

（指定理由、形成する歴史的風致※を記載、下線部は定型）

当該建造物は、〇〇時代の〇〇の誕生の地といわれ、〇〇の学問所が置かれていた地に立つ天満宮で、幾度もの戦乱をくぐりながら、天神信仰の歴史的風致を現代に伝える重要な建造物である。

よって、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律及び京都市歴史的風致維持向上計画に基づき、祈りと信仰のまち・京都及びものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要な建造物であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。

※形成する歴史的風致は以下の6つから選択（複数選択可）

- ☐ 祈りと信仰のまち・京都
- ☐ 暮らしに息づくハレとケのまち・京都
- ☐ ものづくり・商い・もてなしのまち・京都
- ☐ 文化・芸術のまち・京都
- ☐ 京の街道とその周辺
- ☐ 千年の都を育む水・土・緑

参考文献（引用した文献があれば記載）

- ・「〇〇」〇〇年 京都府教育委員会
- ・〇〇神社延喜

5 図面

※配置図及び各階平面図、3D スキャンデータの静止画を掲載する。

6 写真編

※外観及び内部の状況が分かる構成とする。